

(案)

東浦町いじめ防止基本方針



平成29年2月

東 浦 町

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
第2 いじめの定義	1
第3 関係者の責務	2
1 いじめの未然防止	2
2 いじめの早期発見	2
3 いじめに対する措置	3
第4 東浦町としての取組	3
1 東浦町いじめ問題対策連絡協議会	3
2 教育委員会の附属機関の設置（東浦町いじめ問題対策委員会）	3
3 町長の附属機関の設置（東浦町いじめ問題調査委員会）	3
4 教職員の資質の向上	4
5 インターネットを介したいじめに対する対策の推進	4
6 調査研究の推進等	4
7 広報・啓発活動	4
第5 学校としての取組	4
第6 重大事態への対処	4
1 学校及び教育委員会の対応	4
2 町長による再調査及び再調査を踏まえた措置	5
※重大事態対応フロー図	6

【用語の定義】

○学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校

○保護者

ここでいう保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼしたり、その生命や身体に重大な危険を生じさせたりする許されない行為であり、子供の人権に関わる重大な問題である。

本町においては、これまでも「児童生徒一人一人の個性を大切にしたい人づくり」を教育施策の大きな柱に位置付け、学校が児童生徒にとって「心の居場所、安心・安全な場所」となるように、学校生活における様々な場面で一人一人が輝き、自己有用感、自己肯定感を高められるように一人一人に寄り添った教育を進めてきた。いじめの問題に対しても、どの学校でも起こり得る問題であり、どんな小さないじめも見逃さないという共通認識に立ち、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制づくりなどに取り組んできた。

こうした中、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第117号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、本町においても、これまでの取組を踏まえて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（東浦町いじめ防止基本方針、以下「町基本方針」という。）を策定した。この町基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に学校、家庭、地域、行政（教育委員会）が連携していく。

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題である。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する迅速かつ誠意ある対応」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である。

本町では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「地域の子供たちは地域で見守る」「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子供たち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努める。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係（※1）にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、苦痛を表現できなかったり、いじめをしていることに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努め、見極めることが大切である。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（例：「いじめ・不登校対策委員会」）を活用し、その判断を組織的に行うことが求められる。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向へ配慮をした上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとっていく。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる苦痛に着目した見極めが必要である。

第3 関係者の責務

本町では、子供のいじめ防止等に関する各関係者、各関係機関が、町基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図る。

1 いじめの未然防止

- 教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援する。
- 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努める。
- 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努める。
- 保護者は、子供の教育において第一義的責任を有するものであり、自他の命を大切にすることを心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努める。
- 地域社会は、学校、家庭と連携し、社会全体で子供たちを見守り、育てていく役割がある。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子供たちの様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援していく。

2 いじめの早期発見

- 町は、心の健康相談員やこどもと親の相談員を配置し、児童生徒や保護者が悩みを相談しやすい環境の充実を図る。
- 学校は、学校が組織として機能するよう、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解の下、適切かつ組織的に対応できるよう、指導力の向上に努める。
- 保護者は、子供がいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合、子供をいじめから守るための、あるいは子供にいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行う。

3 いじめに対する措置

- 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けての取組に対して、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援する。
- 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、一部の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。
- 保護者は、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行う。

第4 東浦町としての取組

東浦町は、いじめの防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて対応する。

1 東浦町いじめ問題対策連絡協議会

- 教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、児童相談所、警察、人権擁護委員、PTA代表、学校、教育委員会等の関係者を構成員とする「東浦町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- 「東浦町いじめ問題対策連絡協議会」では、以下に掲げる研究・協議等を行う。
 - ・いじめの実態把握とその分析
 - ・いじめ発生防止のための学校環境の見直し
 - ・その他、いじめ対策のための必要な協議 等
- 町は、「東浦町いじめ問題対策連絡協議会」での連携が、学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、必要な措置を講じる。

2 教育委員会の附属機関の設置(東浦町いじめ問題対策委員会)

- 教育委員会は、法第14条第3項に基づき、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関である「東浦町いじめ問題対策委員会」を設置する。
- 東浦町教育委員会が、法第28条第1項に規定する重大事態(※3)に係る調査を行う必要が生じた場合には、この附属機関により調査を行うこととする。

3 町長の附属機関の設置(東浦町いじめ問題調査委員会)

- 町長は、学校や東浦町いじめ問題対策委員会が行った調査(法第28条第1項)結果の報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関である「東浦町いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果について調査(「以下、「再調査」という。)を行うこととする(法第30条第2項)。

※3「重大事態」(法第28条第1項)とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

4 教職員の資質の向上

- 町は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図る。

5 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

- 町は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、専門機関等と連携し、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実する。

6 調査研究の推進等

- 町は、東浦町いじめ問題対策連絡協議会が集積・分析した、いじめの防止等のための対策に係る事例等を活用し、調査・研究を推進する。また、その成果を学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援する。

7 広報・啓発活動

- 町は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行う。

第5 学校としての取組

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する（法第13条）。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。

※「学校いじめ防止基本方針」を学校HP等で、家庭・地域へ知らせる。

第6 重大事態への対処

1 学校及び教育委員会の対応

- 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて事態について町長に報告する。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。
- 学校が調査を行う場合、校内に設置している「いじめの防止対策のための組織」を母体として調査や対応を行う。教育委員会は、支援チームを派遣するなど、学校の調査及び対応について指導・助言する。
- 教育委員会が調査を行う場合は、東浦町いじめ問題対策委員会（法第14条第3項）が調査を行う。
- この調査は、事実関係（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）を明確にするための調査であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

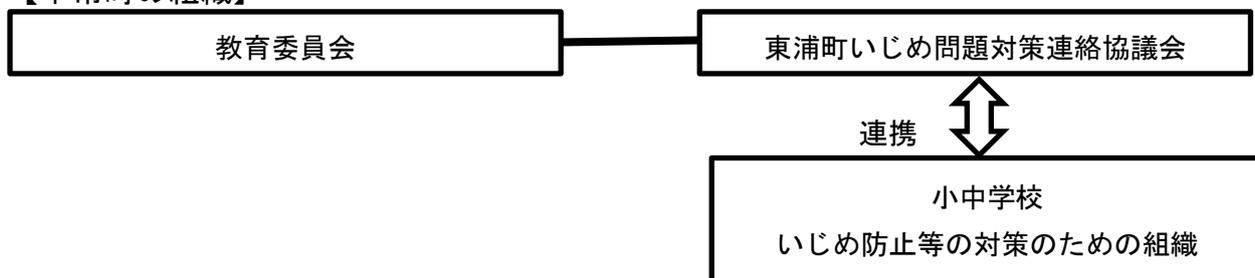
- 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行う。
- 調査の結果については、教育委員会を通じて町長に報告する。

2 町長による再調査及び再調査を踏まえた措置

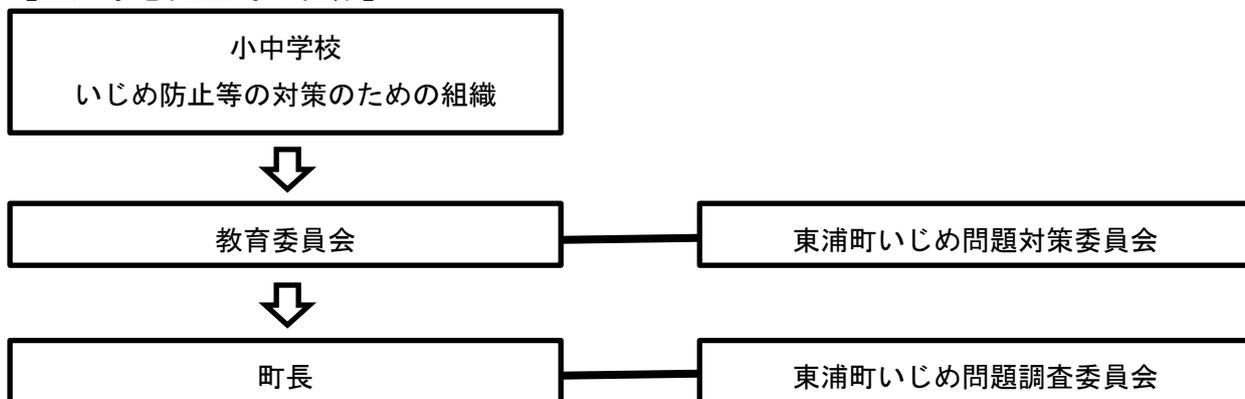
- 町長は、学校や東浦町いじめ問題対策委員会が行った調査（法第28条第1項）の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関により調査の結果について調査（「以下、「再調査」という。）を行うこととする（法第30条第2項）。（東浦町いじめ問題調査委員会）
- 再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、町長はその結果を議会に報告する（法第30条第3項）。
- 再調査を行った場合、町長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

いじめ問題対策の組織図

【平常時の組織】



【重大事態発生時の組織】



重大事態対応フロー図

重大事態の発生

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③児童生徒、保護者から、重大事態に至ったという申し立てがあったとき

学校から教育委員会へ報告（法第30条）

- ①教育委員会が調査主体を判断・指示
- ②町長に事態報告

教育委員会が主体の場合

- ①東浦町いじめ問題対策委員会を設置する。
- ②事実を明確にするための調査を実施する。（学校は、資料の提出等、調査に協力する。）
- ③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④調査結果をふまえ、人的配置の強化や外部専門家の追加配置等、適切な支援を行う。
- ⑤調査結果を町長に報告する。

学校が調査主体の場合

- ①調査組織を設置する。
- ②事実を明確にするための調査を実施する。
- ③調査結果を教育委員会へ報告する。
- ④いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果をふまえた適切な支援を行う。

町長が再調査を必要と認めた場合（法第30条第2項）

- ①東浦町いじめ問題調査委員会を設置する。
- ②事実を明確にするための調査を実施する。（学校は、資料の提出等、調査に協力する。）
- ③町長又は教育委員会は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- ④町長は、調査結果を議会に報告する。（法第30条第3項）